

尾張旭市防災会議 会議録

1 日時

平成23年2月18日(金)

開始 午後2時

終了 午後2時50分

2 場所

尾張旭市役所 3階 講堂1

3 出席委員

市長、守山警察署長(代理)、副市長、教育長、都市整備部長、消防団長、中部電力(株)旭名東営業所長(代理)、東邦瓦斯(株)瀬戸営業所長、(株)NTT西日本一東海 名古屋東設備サービスセンタ所長、愛知県エルピーガス協会瀬戸旭分会副会長、尾張建設事務所長(代理)、瀬戸保健所長(代理)、瀬戸旭医師会副会長、自治連合協議会代表、日赤尾張旭市地区奉仕団委員長、尾張旭市土木業協会理事長、尾張旭市管工事業協同組合代表理事、尾張旭市婦人消防クラブ会長、愛知県尾張県民事務所長(代理) 19名

4 欠席委員 消防長、尾張旭市歯科医師会長、尾張旭市建築業協会長、瀬戸旭長久手薬剤師会長 4名

5 傍聴者 0名

6 事務局出席職員

市民生活部長 酒井 敏幸 安全安心課長 日比野 茂
安全安心課長補佐 三浦 明 安全安心課主査 高倉 哲郎

7 議題等

(1) 尾張旭市地域防災計画の修正について

(2) その他

8 議事

| | |
|---------------|---|
| <p>市民生活部長</p> | <p>ただ今から、尾張旭市防災会議を開会させていただきます。 皆様、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます市民生活部長の酒井と申します。よろしく願いいたします。 それでは、はじめに本会議の会長であります市長からあいさつを申し上げます。</p> |
| <p>市 長</p> | <p>防災会議の開催にあたり、一言あいさつを申しあげます。 本日は、皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 また、平素から、市政の推進、とりわけ、防災行政につきましてご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 昨年8月29日に実施しました市総合防災訓練は猛暑の中となりましたが、関係機関の皆さまのご協力により、実りあるものとなりました。今年は8月28日に、旭小学校において実施する予定です。ご協力をよろしくお願い致します。 さて、新聞、テレビで報道されておりますが、九州の霧島連山・新焼岳の噴火により、被害を受けられた方々には、心よりお見舞い申し上げたいと思います。 災害は、いつ、どこで起こるか予測ができません。今後も、市といたしましては、災害に強い安全安心なまちづくりに努めてまいりたく思いますので、それぞれの分野のリーダーである皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。 さて本日の議題ですが、「尾張旭市地域防災計画の修正について」でございます。地域防災計画の修正につきましては、県の地域防災計画の修正に伴いまして、整合性を取るための修正となっております。ご審議をよろしくお願い致します。</p> |
| <p>市民生活部長</p> | <p>ありがとうございました。 それでは、会長の方で議事の進行をお願いします。</p> |
| <p>市 長</p> | <p>ただいまの出席委員は、19名であります。 尾張旭市防災会議条例第5条第2項による定足数に達しておりますので、これより会議に入らせていただきます。 本日の議題は、尾張旭市地域防災計画の修正についてであります。 ではまず尾張旭市地域防災計画の修正について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>安全安心課長</p> | <p>尾張旭市地域防災計画の修正について、ご説明させていただきます。</p> |

本市の地域防災計画は、「風水害等災害対策計画」編と「地震災害対策計画」編の二つから出来ています。

今回の主な修正箇所は、この「風水害編」及び「地震災害編」共通の修正箇所として「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に関する事項、「緊急消防援助隊」に関する事項、この他に「医療救護機関」、「応急危険度判定実施本部」、「義援金」に関する事項など、県の地域防災計画の改正に伴う変更でございます。

また、それぞれの主な修正箇所として、風水害編では、「気象予警報の発表」に関する事項、「避難所の指定」に関する事項や「被災宅地危険度判定」に関する事項。一方、地震災害編では、「県職員の非常配備体制の追加」「東海地震観測情報の変更」でございます。

この他、表現の変更として「障害者」の「害」をひらがなで表現したり、「死体」を「遺体」と人の死について尊厳的な表現に変更するなど語句修正をいたしております。

それでは、「風水害等災害対策計画」の1ページをご覧ください。

修正箇所を新旧対照表で表示し、変更箇所は網掛けにさせていただきますので、修正後の網掛け部分を中心に主な箇所の説明させていただきます。

用語の整理、表現の整理など簡易な修正変更は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、1ページの中段やや下になります。

章で行きますと「総則」第2章「防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」中の第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」の3「指定地方行政機関」の「名古屋地方気象台」では、（気象警報・注意報については、市町村を単位として発表を実施する）を追加記述しております。これは昨年6月から名古屋気象台が実施しました市町村ごとの気象警報・注意報の発表実施に防災計画を合わせて追加記述いたしました。

次に下から5行目になります。

「災害予防」の「第1章」第1節「防災協働社会の形成推進」の1「市及び県における措置」では（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りに「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等幅広い連携の下、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施する旨を明確にしております。

次に2ページ中段下になります。

第6節「林野火災対策」の1「市、中部森林管理局、県及び森林組合における措置」では、（2）林野パトロールに「等」を加え修正前の「森林保全推進員」の他、「森林組合職員等関係者」として関係者の連携に努め、林野火災の多発時期にはパトロール、啓発活動の強化等を関係者に依頼する旨に変更修正しております。

次にすぐ下になります。

第5章「都市の防災化」第1節「都市整備」の1「市、県及び土地区画整理組合等における措置」の中で、次ページになりますが、

「緑地の配置計画」について、今年度、本市で改定を進めています。「緑の基本計画」の中で検討し、充実を図る旨を修正変更いたしております。

続きまして、第2節「防災街区等整備対策」3「県における措置」(1)「災害危険区域の指定」に指定後の被害の未然防止、軽減を図る旨について変更修正しています。ただし、本市には今のところ災害危険区域は指定されておりません。

次に4ページになります。表の下でございます。

第2節「避難所の整備」「市における措置」の(2)「避難所の指定」に「また、緊急、一時的な避難所として状況に応じ、地区公民館施設等を指定することもできるものとする。」を追加記述しております。

これは、本市では台風の襲来前、大雨になる前に、緊急、一時的な避難として何名かの高齢者が避難され、広い小学校体育館に1~2名の避難者ということがございます。この対応として、高齢者の健康、効率的な非常配備、施設管理などを考慮して、風水害対策に限って地区公民館、市民センター等を避難所として指定できるものとするものでございます。今後、実施に向け運用、市民啓発の調整を図っていきたいと考えております。

次に5ページの文末でございます。

「防災に関する調査研究の推進」の2「市における措置」(2)「地籍調査」では、「市は防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界線を正確に把握し、記録する地勢調査の推進を図る」と追加記述いたしております。

これは土砂災害などの復旧対策を進める上で、市が所有する市有地と個人・法人が所有されている民有地の境が明確でないため復旧が障害とならないよう地籍調査をしようとするものでございます。

これに伴ない(1)に「防災アセスメントの実施および防災カルテ等の整備」と表題を付け、文章の整理をしております。

次に6ページ上から5行目。

第3編「災害応急対策」「第3章」「第1節」「気象警報等の伝達」7「気象予報警報の等の伝達系統」の(3)「土砂災害警戒情報の伝達系統」として、その下の系統図を追加記述しました。

これは系統図の下に注意書きがありますように土砂災害警戒情報は、名古屋气象台と急傾斜地などを掌握しています県建設部砂防課が協議の上で発表するため、气象台のみで発表する一般の気象予報とは異なるので系統図を追加いたしております。

次に、7ページ上段をご覧ください。

第4章「応援協力・派遣調整」「救援隊等による協力」の2「県における措置」に消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び県内の広域消防相互応援協定に基づく消防活動を調整し、緊急消防援助隊受入計画による体制づくりを確立する旨を明確にしております。

続きまして、同じページの下から7行目は、第4節「ボランティアの受入」4「協力が予想されるボランティア団体等」で新しく防災協定を締結された「社会福祉法人愛知県共同募金会」と「社団法人

日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会」を追加記述しております。

次に8ページの上段になります。

「医療救護・防疫・保健衛生対策」第1節「医療救護」2「県における措置」では(8)に「必要があると認めるときは、医療救護関係機関に対して救護班の編成・派遣等を要請する。」と救護班への派遣要請を明確にし、7「その他の医療救護関係機関における措置」として、「要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。」と協力を項目にまとめております。

続きまして下段の第2節「防疫・保健衛生」の7「応援協力関係」の「防疫活動」に健康相談、健康診断等の「保健活動」をそれぞれ文章中に、追加記述しております。

続きまして、第7章「地域安全・交通・緊急輸送対策」第3節「緊急輸送道路の確保」2「中部地方整備局における措置」で次ページ9ページになりますが、対策の整理としましてインターネットで道路情報が検索できます「道路情報提供システム等」を追加いたしております。

このあと、いくつかの誤記訂正、表現・用語の整理がございまして、主な修正としまして、10ページの下から6行目、「社団法人日本エルピーガス連合会」から「社団法人エルピーガス協会」への名称変更に伴い変更修正をしております。

次の11ページ、12ページは大きな変更箇所はございません。

13ページをご覧ください。

第23章「住宅対策」「主な機関の応急対策」の表中になります。

市の「事後」欄に表題として「被災宅地危険度判定の実施」を追加し、「応急」、「被災住宅」を「被災宅地」に用語修正をし、「被災宅地の調査」「○被災宅地の調査」を追加記述しております。

これは、風水害等対策では、地震災害のように被災住宅つまり建築物の危険度より被災宅地、土砂災害のような宅地の危険度判定が中心になりますので、用語の変更、文章の整理など修正を行っております。

またその下「応急仮設住宅の建設」では「入居意向調査の実施」を追加記述しております。

次の県の「事後」欄では、同様な理由で「被災宅地危険度判定の実施」を追加記述し、「被災宅地」に用語の修正に加えまして、「応急仮設住宅の建設」を請け負います民間業者への「応援協力の要請」を追加記述いたしております。

次に14ページは、用語の整理の他、一番下の第3節「住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去」の2「県における措置」に住宅の応急修理業者として「尾張設備安全防災協議会」他4団体を追加記述いたしております。

最後15ページの表をご覧ください。

第4編「災害復旧」第1章「民生安定のための緊急措置」「主な機関の措置」の県の欄が抜き出してあり、「義援金品」を「義援金」に県の防災計画に合わせて、語句を修正しております。

次に、「地震災害対策計画」の修正についてご説明いたします。

「地震災害対策計画」の主な修正としましては、当初に申し上げましたとおり、「県職員の非常配備体制の追加」「東海地震観測情報の変更」などがございます。

なお「風水害等災害対策」と同じ内容修正につきましては説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、「新旧対照表」「地震災害対策計画」の1ページをご覧ください。

最初に中ほど第2編「災害予防」「第1章」「第1節」「防災協働社会の形成推進」中の「新しい公という考え方を踏まえ」以下は、風水害編と同様な修正内容でございます。

次に2ページ3行目11「農地及び農業用施設」(2)「ため池等の整備」では、修正前の「また、土砂崩壊の危険の生じた個所の災害を防止するために、ヨウ壁、水路等の新設及び改修を行う。」を削除しております。これはヨウ壁、水路等の新設、改修に関しては、他の項目に同様な記述があるため削除しております。

その下、第3章「都市の防災化」第1節「都市整備」中の「緑地の配置計画」。そして次の第2節「防災街区等整備対策」中の(1)「災害危険区域の指定」は、風水害編と同様の修正でございます。

次に3ページの一番下になります。

第7章「火災予防・危険性物質の防災対策」第1節「火災予防対策に関する指導」の3「市及び県(防災局)における措置」で所有者に加えて「管理者又は占有者」を追加記述し、幅広い関係者に対する助言、指導を行う旨を追加記述しております。

次に4ページ中ほどをご覧ください。

「広域応援体制の整備」第3節「救援隊等による協力体制の整備」の1「市及び県における措置」の項目に「消防庁が作成しました「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づく迅速出動の実施、準備に努める旨の文章を追加記述しております。

次に第3編「災害応急対策」「非常配備体制」「災害対策本部の設置・運営」の2「県における措置」の表中、「設置基準」に、「庄内川はん濫警戒情報」に同じ庄内川水系で市内を流れる「矢田川」を県の防災計画に合わせて追加修正しております。

次に5ページ6行目になりますが、「また、方面本部には災害対策センターを設置する。」を追加記述しております。これは、方面本部が県民事務所を中核として設置され、この方面本部に、災害対策センターがおかれるためでございます。

本市の県方面本部は尾張県民事務所になる計画でございます。

続きまして(6)「災害対策本部職員の動員」の表中、第2非常配備に「東海地震観測情報が発表されたとき」を追加し、第3非常配備に「東海地震注意情報が発表されたとき」「警戒宣言が発表されたとき」を追加し、県職員の東海地震注意情報、警戒宣言下の非常配備体制について追加記述をいたしております。

次に6ページ中ほどをご覧ください。

第4章「応援協力・派遣要請」「救援隊等による協力」の2「県における措置」に「また、愛知県消防応援活動調整本部」以下は、

風水害編と同様の追加記述です。

3 行下の段落が変わり、「なお、東海地震及び東南海・南海地震においては」以下で、消防庁が策定する緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づき、受入体制を確立する旨を追加記述いたしております。

次は7ページ中ほどになります。

第7章「医療救護・防疫・保健衛生対策」「医療救護」の2「県における措置」（8）は、風水害編と同様の内容でございます。

次に8ページをご覧ください。

第8章「地域安全・交通・緊急輸送対策」「交通対策」の1「県警察における措置」の（6）「信号機の滅灯対策」として表題、文章内容を簡潔明瞭に変更修正し、（7）「交通情報の提供」では、交通情報板等を活用し交通情報提供を実施する旨を整理、修正いたしております。

次の第3節「緊急輸送道路の確保」の「道路情報提供システム等」の追加は風水害編と同じでございます。

9ページは特に説明はございません。

続きまして、10ページは「社団法人エルピーガス協会」で先ほどの風水害編のとおりの名称変更でございます。

次の11ページの第16章「住宅対策」は風水害編でお話ししました趣旨内容で、こちらは地震対策ですので「被災住宅等」として住宅を中心とした調査に修正記述いたしております。

次に12ページをご覧ください。

第2節「被災住宅の調査」の1「市における措置」以下は、地震災害のため住宅に被害が生じた場合の対応として、被災住宅の被害状況、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等の調査を実施する旨を追加記述いたしました。

2「県における措置」も同様な内容変更で修正をいたしております。

その下、第4節「応急仮設住宅の建設」の2「県における措置」（2）「建設用地の確保」では、国有財産の無償貸付等の措置を削除いたしております。

次の13ページの下段、第4編「災害復旧」の「義援金」は風水害編と同様の修正記述でございます。

次に14ページの下段、第5編「東海地震に関する事前対策」「対策の意義」第2節「東海地震に関する情報」では、次ページ（15ページ）になりますが、表中「東海地震の観測情報」の「内容等」欄に「東海地震との関連性を調査中」2行下に「東海地震観測情報（調査中）」と追加されていますが、ニュース等で皆さん既にご存じのように「観測情報」は「調査情報」に今年3月までに変更予定であり、この修正は、発表前の変更で今後は「調査情報」で、整理していくことになると思います。

続きまして第2章「災害対策本部の設置等」は、5ページの中でご説明しました県災害対策本部員の非常配備体制にかかる「観測情報」「注意情報」が発令された場合の「災害対策本部」の設置。

さらに、警戒宣言が発せられた場合の「県地震災害警戒本部」の設置について、見直しがなされ変更修正をいたしております。

| | |
|-----------|--|
| | <p>次に 16 ページ下段、第 9 節「金融対策」の 1 「東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置」(1) 「預金取扱金融機関への措置」で次ページ(16 ページ)になりますが、発災後の民間金融機関の応急措置としまして風水害編と同様な措置を取る旨を追加記述いたしております。</p> <p>内容的には風水害編(170 ページ)にございますように「預金取扱金融機関」への「発災後の応急措置」として、被災証明の提示などにより預貯金の払戻の利便、貸出の迅速化など被災者の便宜を図ることとし、こうした応急措置を「保険会社」「火災共済協同組合」「証券会社」に対して、追加記述をいたしております。</p> <p>最後に、この修正は、災害対策基本法第 4 2 条第 3 項の規定に基づく愛知県知事への協議を終えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上、尾張旭市地域防災計画の修正説明でございます。</p> |
| 市長 | <p>ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問などがあればお受けいたします。</p> |
| 自治連合協議会代表 | <p>地区公民館を避難所に指定できる点については、これはできる規定になるかと思いますが、実施に当たっては各自主防災組織の規定の変更や、公民館の施設利用に関して調整する必要があるのではないかと。</p> |
| 安全安心課長 | <p>実施に当たっては、自主防災組織や公民館とは、今後調整が必要になってまいります。</p> |
| 市長 | <p>ほかにご質問はございませんか。</p> <p>ご質問ないようですので、ただいま説明いたしましたこのことについて原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声あり)</p> |
| 市長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>ご異議なしと認めますので、尾張旭市地域防災計画の修正については、原案どおり決定します。</p> <p>その他としてあれば事務局より説明をお願いします。</p> |
| 安全安心課長 | <p>少しお時間をいただきまして、平成 22 年度に市で取り組んでまいりました防災関係事業につきましてまとめましたので、ご報告さ</p> |

| | |
|----------|--|
| | せていただきたいと思います。 |
| 安全安心課長補佐 | (パワーポイントにより、平成22年度防災関係事業を報告) |
| 市長 | 以上で、本日予定しておりました議題等は終了しました。 委員の皆様方には、今後とも本市の防災行政への更なるご協力をお願いいたします。 誠にありがとうございました。 |
| 市民生活部長 | ご審議ありがとうございました。これをもちまして、尾張旭市防災会議を終了させていただきます。 |